

2024
(令和6)
年度

松戸市自転車駐車場(駐輪場)利用案内

インターネットでの申請を推奨します

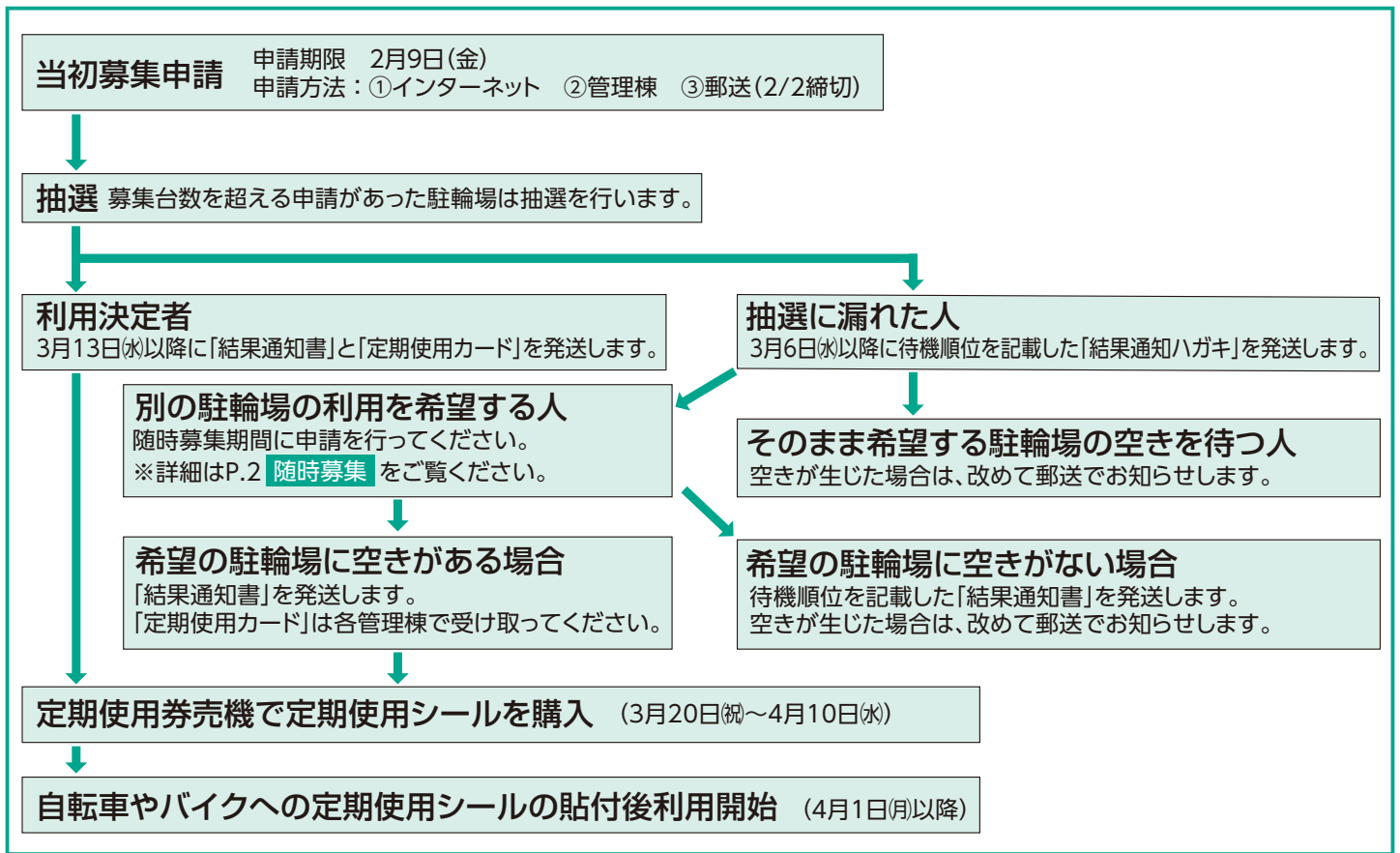
年度毎に申請が必要となるため、現在の定期利用者や待機者も新たに申請が必要です。本利用案内を熟読の上、申請してください。
なお同一人物による同一駅内での複数の申請があった場合、先になされた申請は無効になります(後に申請した内容が有効となります)。
また定期利用者や待機者となっている人が同一駅内での申請をされた場合には、その権利が剥奪となります。

対象者 1人1駅につき1申請できます

- 防犯登録を受けた自転車を所有している
 - 総排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している
 - 総排気量50cc超125cc以下の普通自動二輪車を所有している
- ※自転車とバイクの併用であっても、同一駅内の複数の駐輪場で定期利用することはできません。また、定期利用者や待機者となっている人が同一駅内の複数の駐輪場で定期利用することはできません。
※水色ナンバーのバイク(ミニカー)、電動キックボード等は、市営駐輪場では利用できません。
※市外在住の人も申請できます。

当初募集 対象：4月1日(月)から定期利用を希望する全ての人(抽選)

4月1日(月)利用開始分の申請スケジュール



申請方法

- ①[推奨]インターネット(右記二次元コード) ※メールアドレスが必要です。
受付日時：12月21日(木)~2月9日(金)
- ②指定駐輪場(P.3 ★駐輪場コード・募集台数表 参照) 管理棟に申請書を提出
(受付日時1月20日(土)~2月9日(金) 各7時~19時30分)
- ③交通政策課へ申請書を郵送(2月2日(金)まで消印有効)

当初募集申請ページ
R6.2.9まで



当初募集での抽選の流れ

- ①希望する駐輪場について、まず第1希望の駐輪場で申請者の選定処理を行い、定数を超えた場合はコンピュータによる無作為抽選を実施します。
- ②抽選により待機者となった場合、第2希望の駐輪場の申請状況を確認し、空きがない場合は第1希望の駐輪場で待機者登録となります。
- ③第2希望の駐輪場に空きがある場合、再度申請者を選定し定数を超えた場合は抽選を実施します。
- ④第2希望の抽選結果でも待機者となった場合、第1希望の駐輪場で待機者登録となります。ただしこの場合の待機順位は第1希望のみ記入した人より後ろの番号になります。

随時募集 対象：当初募集で落選または年度途中から定期利用を希望する人

4月1日(月)利用開始分の申請

受付期間：3月15日(金)から20日(祝)まで(インターネット優先)

申し込み方法 ※右のいずれかの方法で 申し込んでください	①インターネット(右記二次元コード) ※メールアドレスが必要です。 (受付日時 3月15日(金)7時～3月20日(祝)23時59分)
	②指定駐輪場(P.3 ☆駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟に申請書を提出 (受付日時 3月15日(金)～3月20日(祝)各7時～19時30分)

申請の処理は受付日単位で、上記①、②の順に処理、順位取りを行います。そのため同日の申請はインターネットでの申請が優先されます。

※郵送、交通政策課窓口での受付は行っていません。

※待機中に同一駅内の他の駐輪場に再度申請することは可能ですが、その場合、待機は取り消されます(後に申請した内容のみ有効となります)。

随時募集申請用ページ
R6.3.15～R6.3.20



希望した駐輪場に空きがある場合

- ①使用許可の結果通知書を3月29日(金)までに発送します。
- ②指定駐輪場(P.3 ☆駐輪場コード・募集台数表 参照)の管理棟窓口で定期使用カードを受け取り4月10日(水)までに定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。

希望した駐輪場に空きがない場合

- ①待機順位が記載された結果通知書を3月29日(金)までに発送します。
- ②後日空きが生じたことで待機順位が繰り上がった場合は、改めて使用許可の結果通知書を発送します

5月1日(水)利用開始分以降の申請

受付期間：3月21日(木)から随時募集

希望する駐輪場に空きがある場合は、利用開始月の前月20日までに申請してください。

申し込み方法 ※右のいずれかの方法で 申し込んでください	①インターネット(右記二次元コード) ※メールアドレスが必要です。 受付期間：3月21日(木)～12月20日(金)(12月21日(土)以降は②の方法で申請可能)
	②指定駐輪場(P.3 ☆駐輪場コード・募集台数表 参照)管理棟に申請書を提出 受付時間：7時～19時30分(年末年始を除く)

※郵送、交通政策課窓口での受付は行っていません。

随時募集申請用ページ
R6.3.21～R6.12.20



定期使用料の免除申請

対象者

駐輪場の定期使用の申請後、使用許可の結果通知書を受け取った生活保護世帯または障害者手帳を所有している方

申請締め切り

利用する月の前月末まで

申請方法

【推奨】 インターネット(右記二次元コード) ※メールアドレスが必要です。 ①市営駐輪場の定期使用許可が記載された結果通知書 ②次のいずれか1点(生活保護受給証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 以上2点をお手元にご用意の上、ちば電子申請サービスから申請手続を行ってください。
松戸市役所交通政策課の窓口 ①市営駐輪場の定期使用許可が記載された結果通知書 ②次のいずれか1点(生活保護受給証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ③定期使用カード(既に入手済みの場合のみ) 以上3点をご持参の上、松戸市役所交通政策課の窓口で手続きをしてください。
郵送による手続き 申請書類をお送りしますので、必ず事前に交通政策課(047-366-7439)にご連絡ください。

定期使用料免除
申請用ページ
利用前月11日～前月末日



免除申請後の流れ

- ①申請してから、1週間から10日前後で免除結果通知書を発送します。
- ②免除結果通知書が届いたら、指定駐輪場の管理棟窓口で管理人から定期使用カードを受け取り、定期使用シールを発券してください。
- ③定期使用シールを車体に貼り、利用可能となります。

☆駐輪場コード・募集台数表

- 032 馬橋駅西口は令和6年3月31日(日)をもって閉鎖いたします。
- 馬橋駅西口高架下(無料)は令和6年4月1日(月)より033 馬橋駅西口高架下と統合し、有料化します。
- 新松戸駅西口第2は規模を縮小し、新松戸駅西口第7と統合します。
- 皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、老朽化した駐輪場の改修工事を順次実施しています。
- 松戸駅西口宮田、松戸駅西口宮前、新松戸駅西口高架下第4、北小金駅南口第4、北小金駅北口第3、松飛台駅前臨時、元山駅北口第1臨時は無料駐輪場です。

駐輪場 コード 番号	駐輪場名	管理棟 電話番号	指定駐輪場の 管理棟 (定期使用 券売機設置)	構造	最寄駅 から 200 メートル	屋根の 有無	定期使用 台数(台)			定期使用料(月額税込)			昨年(令和5年度) の申請倍率(倍)		一時使用 台数(台)	
							自転車	原付・ 普二	自転車 一般	自転 車 高 校 生 用	原付・ 普二	自転車	原付・ 普二	自転車	原付・ 普二	
011	松戸駅東口	360-0535	松戸駅東口	階層式	圏内	あり	1,010		1,570	1,040		2.25		170		
012	松戸駅東口高架下	360-0650		階層式	圏外	あり	270	146	1,250	830	1,880	1.26	0.94	40	25	
	松戸駅東口第2			機械式	圏内	なし								23		
	松戸駅東口相模台			平置式	圏内	なし								200		
013	松戸駅西口公園下(※1)	360-0502	松戸駅 西口公園下	地下式	圏外	あり	1,730		1,250	830		0.66		141		
014	松戸駅西口高架下(屋根あり)	360-0540		階層式	圏外	あり	335	140	1,250	830	1,880	0.95	0.77		20	
015	松戸駅西口高架下(屋根なし)			平置式	圏外	なし	60		830	520		1.81				
016	松戸駅西口第2			平置式	圏外	なし	60		830	520		1.00				
017	松戸駅西口第4			平置式	圏外	あり	35	25	1,250	830	1,880	2.17	1.04			
018	松戸駅西口第5			階層式	圏外	なし	370		830	520		1.01				
	松戸駅西口第3	366-5380		平置式	圏外	なし								250		
021	北松戸駅東口第1		北松戸駅 東口第2	平置式	圏内	あり	230	50	1,570	1,040	2,300	1.00	0.78	5	20	
022	北松戸駅東口第2(※2)	360-0665		平置式	圏内	あり	150		1,570	1,040		1.39		150		
023	北松戸駅西口	363-3040	北松戸駅西口	階層式	圏外	あり	1,195	35	1,250	830	1,880	0.38	0.63	100	19	
030	馬橋駅東口高架下(屋根あり)	331-5031	馬橋駅東口 高架下 (屋根あり)	平置式	圏外	あり	146		1,250	830		0.62				
031	馬橋駅東口高架下(屋根なし)			平置式	圏外	なし	454	115	830	520	1,460	0.22	0.32	98	25	
033	馬橋駅西口高架下	347-7740		平置式	圏外	なし	1,250	42	830	520	1,460	0.63	0.25	45	14	
	馬橋駅西口第2			機械式	圏内	なし								110		
041	新松戸駅東口第1	347-3064	新松戸駅 西口第7	平置式	圏内	なし	440	30	1,040	730	1,780	1.20	0.77	100	10	
042	新松戸駅西口第1			平置式	圏内	なし	420	38	1,040	730	1,780	0.68	0.08	80	30	
043	新松戸駅西口第3			平置式	圏内	なし	220		1,040	730		0.35				
044	新松戸駅西口第4			平置式	圏内	なし	160		1,040	730		0.60				
045	新松戸駅西口第5			平置式	圏内	なし	150		1,040	730		0.71				
047	新松戸駅西口高架下第1	347-3097		階層式	圏内	あり	360		1,570	1,040		0.43			200	
048	新松戸駅西口高架下第2	347-3267		平置式	圏外	なし	900	40	830	520	1,460	0.49	0.23	120	10	
049	新松戸駅西口高架下第3			平置式	圏外	なし	700	10	830	520	1,460	0.13	0.40			
	新松戸駅西口第7	347-3023		平置式	圏内	なし								59		
	新松戸駅西口第8	349-2557		平置式	圏内	なし								200		
051	北小金駅南口第1(屋根あり)	309-0502	北小金駅 南口第1 (屋根あり)	階層式	圏内	あり	770		1,570	1,040		1.04		117		
052	北小金駅南口第1(屋根なし)			階層式	圏内	なし	380		1,040	730		0.25		200		
053	北小金駅南口第2			平置式	圏内	なし		80			1,780		0.46		50	
055	北小金駅南口高架下			平置式	圏内	あり	208		1,570	1,040		0.77				
056	北小金駅北口第1		北小金駅 北口第2	平置式	圏内	あり	320		1,570	1,040		0.91				
057	北小金駅北口第2			平置式	圏内	あり	430		1,570	1,040		0.58		190	13	
058	北小金駅北口高架下	309-0501		平置式	圏内	あり		64			2,300		0.55			
059	北小金駅北口参道第1			階層式	圏内	あり	690		1,570	1,040		0.43		50		
101	八柱駅南口第1(屋根あり)	391-8009	八柱駅 南口第1 (屋根あり)	階層式	圏内	あり	700		1,570	1,040		1.11		135		
106	八柱駅南口第1(屋根なし)			平置式	圏内	なし	45		1,040	730		1.38				
102	八柱駅南口第2			階層式	圏外	なし	364		830	520		0.39				
103	八柱駅北口第1		八柱駅 北口第2	平置式	圏内	あり	110		1,570	1,040		1.38		8		
104	八柱駅北口第2			平置式	圏内	なし		106			1,780		0.58		46	11
105	八柱駅北口第3	389-0039		平置式	圏内	なし	320	80	1,040	730	1,780	0.64	0.38	20	10	
114	常盤平駅南口第1		常盤平駅 北口第3	機械式	圏内	なし								174	16	
115	常盤平駅北口第1	383-3250		平置式	圏内	あり	120	35	1,570	1,040	2,300	0.78	0.49			
116	常盤平駅北口第2			平置式	圏内	あり	40	50	1,570	1,040	2,300	0.93	0.62	20	8	
121	常盤平駅北口第3	383-3253		階層式	圏内	あり	760		1,570	1,040		0.64		200		
121	五香駅東口第2(屋根あり)	385-5530	五香駅 東口第3	階層式	圏外	あり	310	70	1,250	830	1,880	0.93	0.61		10	
122	五香駅東口第2(屋根なし)			階層式	圏外	なし	150		830	520		0.20		40		
123	五香駅東口第3	389-1441		平置式	圏内	あり	780		1,570	1,040		0.68		100		
124	五香駅東口第4			平置式	圏外	なし	332		830	520		0.47		20		
125	五香駅西口第2	388-5803		平置式	圏内	あり	390		1,570	1,040		0.74		92		
	五香駅西口第3			機械式	圏内	なし								100		
131	松戸新田駅北口第1	369-1058	松戸新田駅北口第1	平置式	圏内	なし	249	10	1,040	730	1,780	0.51	0.60	20	5	
141	稔台駅南口第1	361-8320	稔台駅南口第1	階層式	圏内	(※3)	475	27	1,570	1,040	1,780	0.32	0.44	100	15	
211	六実駅第1		六実駅第2 (屋根あり)	平置式	圏内	なし	828		1,040	730		0.33				
212	六実駅第2(屋根あり)	311-0595		階層式	圏内	あり	370	40	1,570	1,040	2,300	0.53	0.30			
213	六実駅第2(屋根なし)			階層式	圏内	なし	269		1,040	730		0.05		40	14	
311	矢切駅第1	367-4880	矢切駅第1	平置式	圏内	なし	220		1,040	730		1.10		45		
312	矢切駅第2			平置式	圏内	なし	180		1,040	730		0.42		20		
313	矢切駅第3			平置式	圏内	なし	100	27	1,040	730	1,780	0.80	0.70		3	
	松飛台駅第1			機械式	圏内	なし								70		
	東松戸駅東口第1			機械式	圏内	なし								72		

(※1)各駐輪場は原則として24時間オープンしていますが、松戸駅西口公園下のみ防犯上の観点から午前1時45分から午前4時15分は閉鎖しています。
(※2)022 北松戸駅東口第2は令和5年度から、こ線人道橋の補修工事を実施中です。利用制限や代替駐輪場への移動などご協力をお願いします。
(※3)141 稔台駅南口第1は、自転車は「屋根あり」、原付・普二は「屋根なし」です。

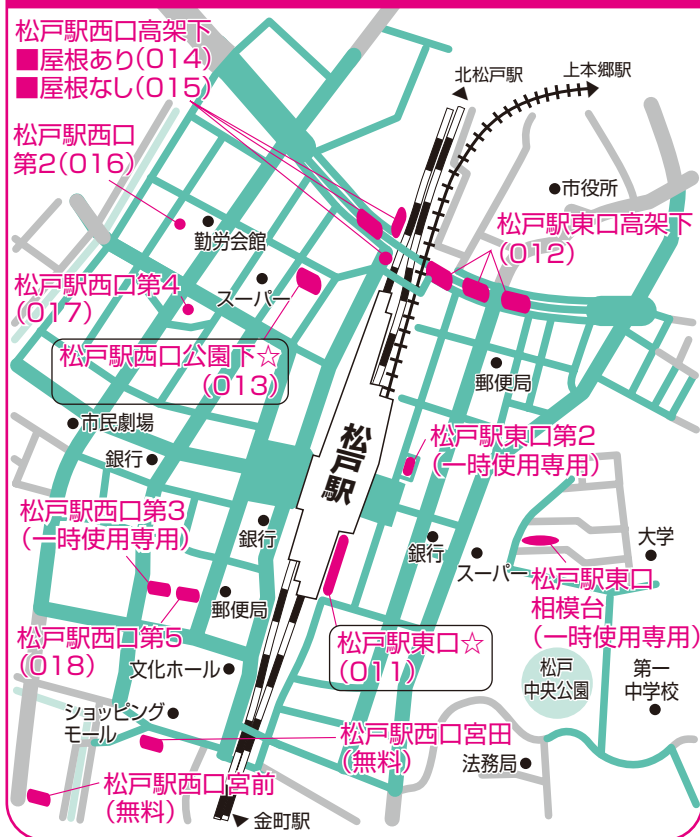
案内図

() 内は駐輪場コード番号です。

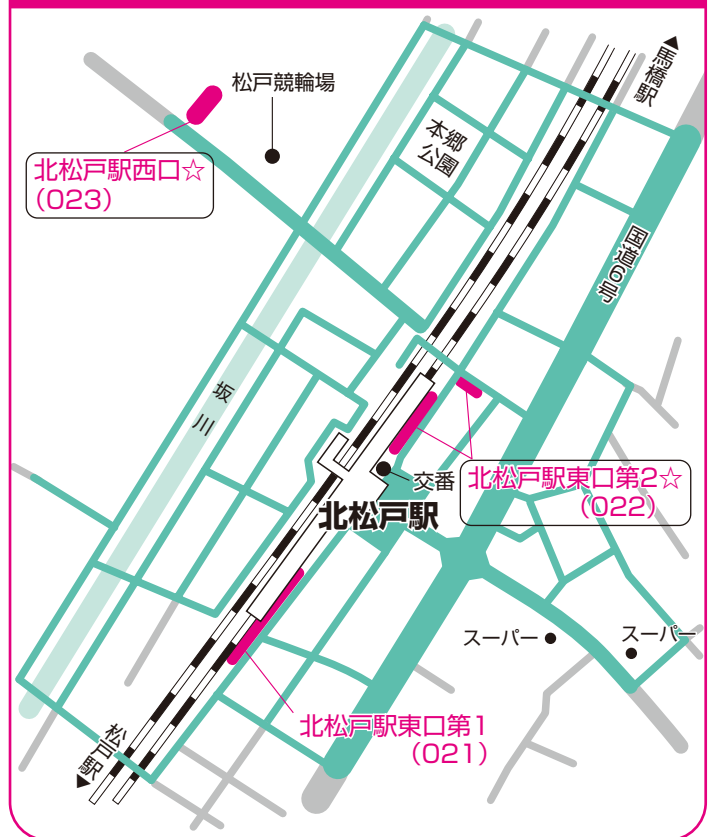
☆指定駐輪場の管理棟

■放置禁止区域

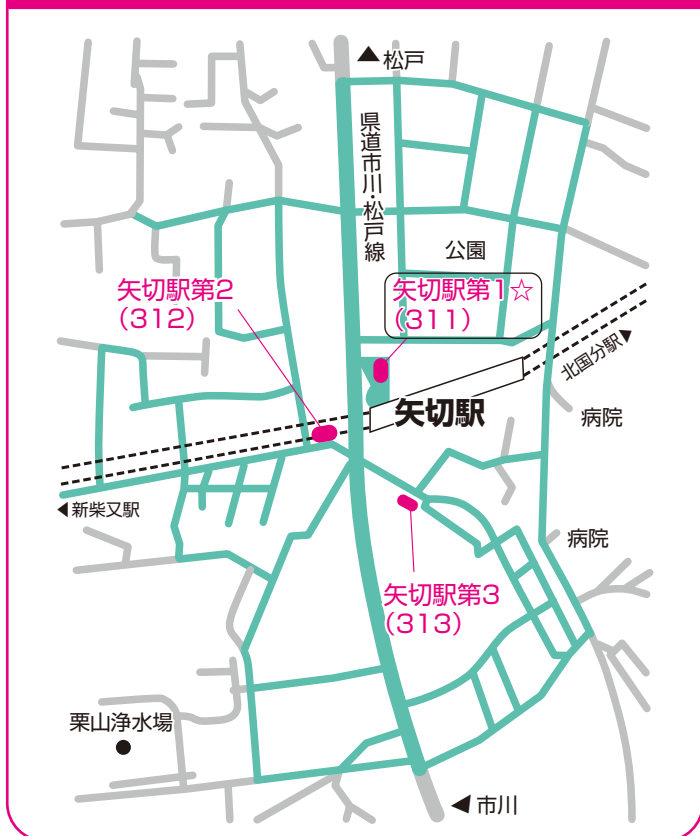
松戸駅周辺 (JR常磐線)



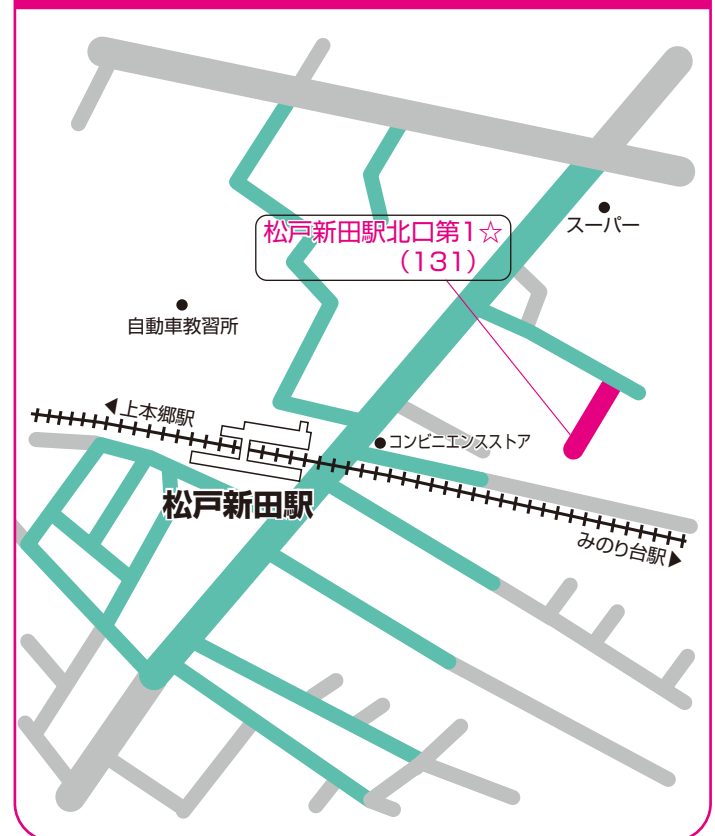
北松戸駅周辺 (JR常磐線)



矢切駅周辺 (北総線)



松戸新田駅周辺 (新京成線)



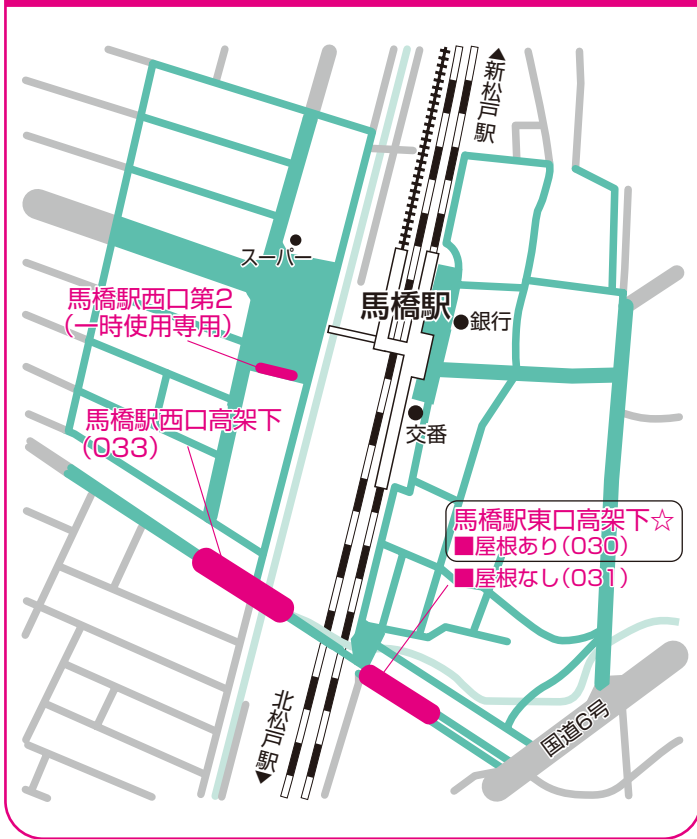
案内図

() 内は駐輪場コード番号です。

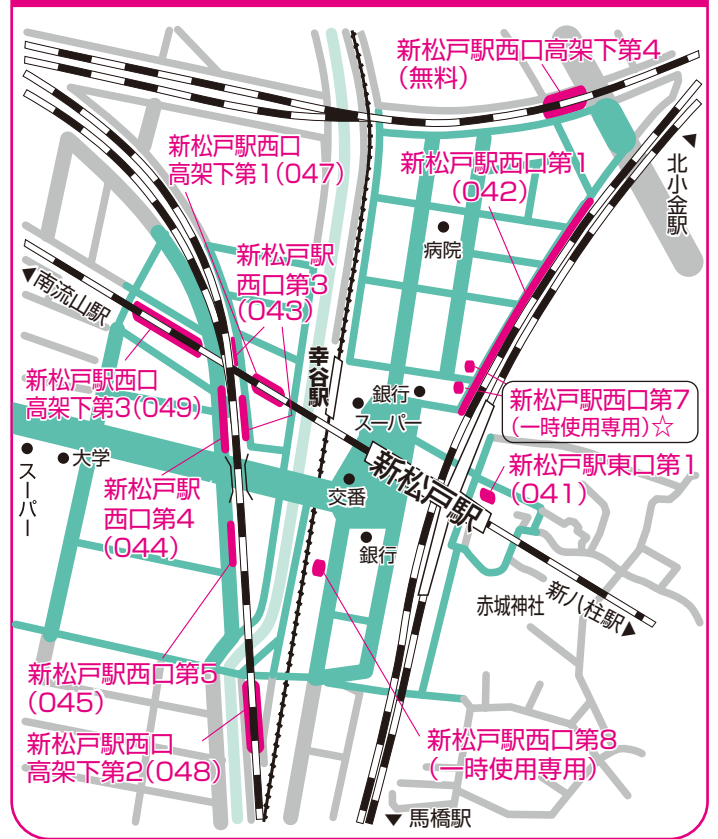
☆指定駐輪場の管理棟

■放置禁止区域

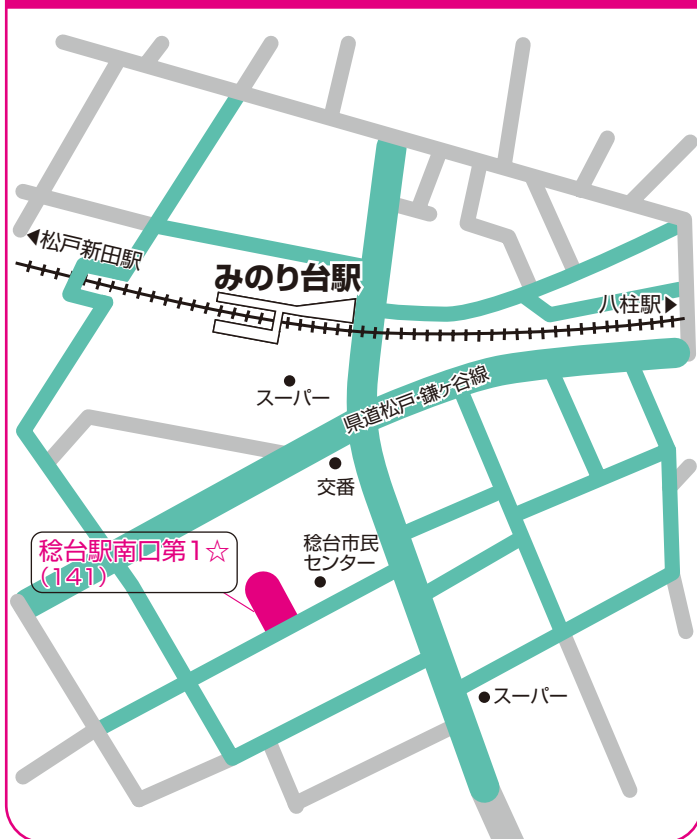
馬橋駅周辺 (JR常磐線)



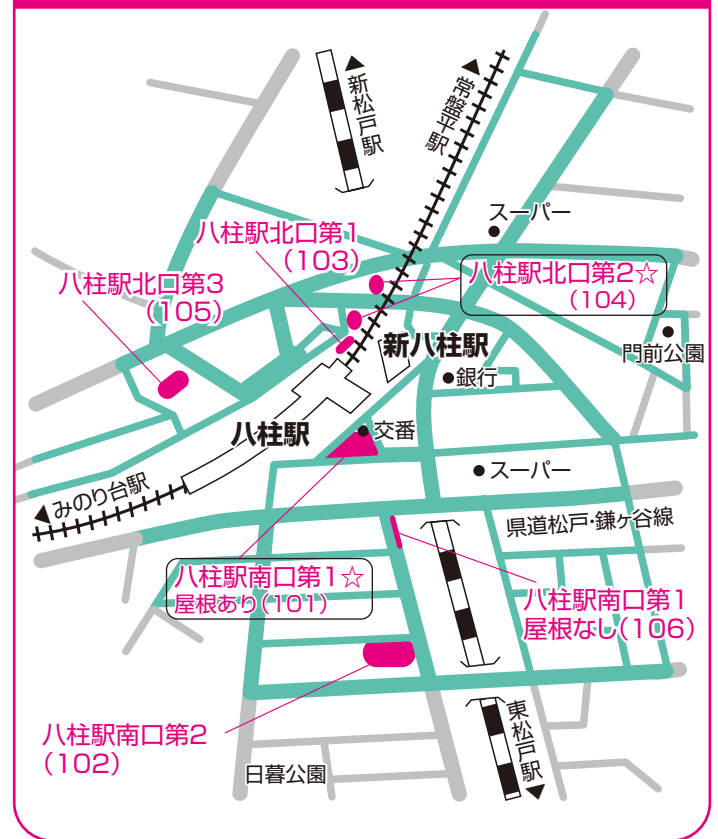
新松戸駅周辺 (JR常磐線)



みのり台駅周辺 (新京成線)



八柱駅周辺 (新京成線)



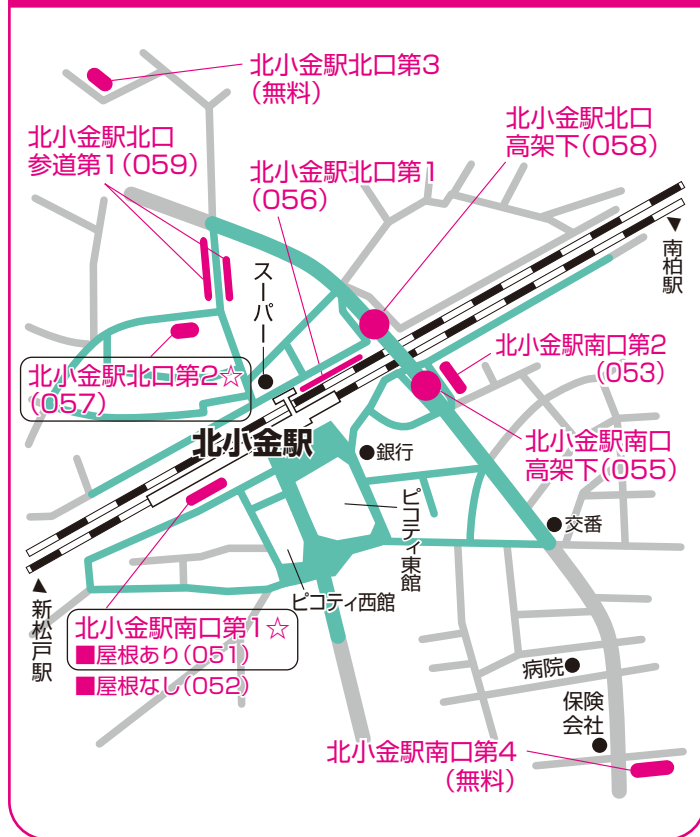
案内図

() 内は駐輪場コード番号です。

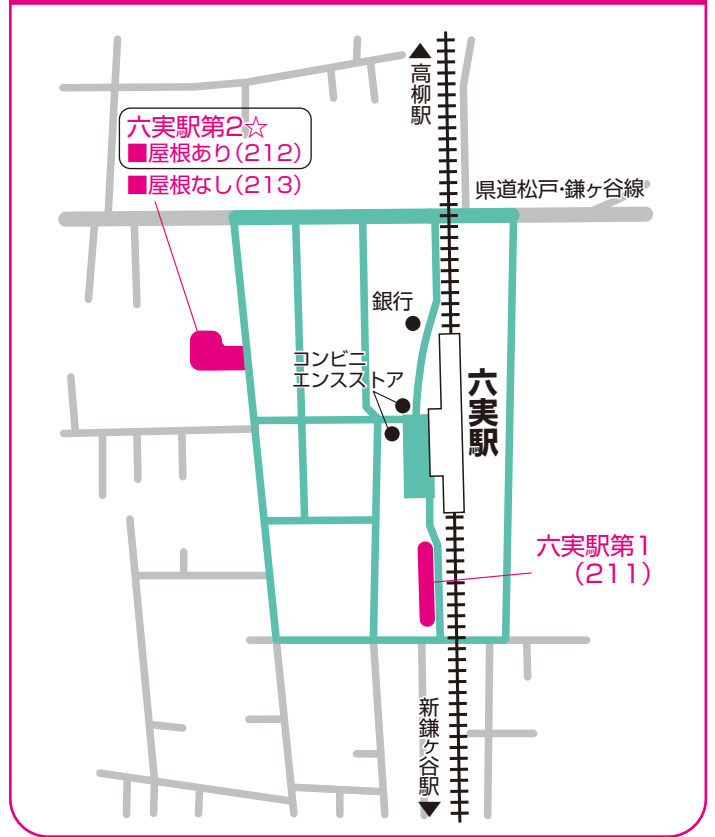
☆指定駐輪場の管理棟

■放置禁止区域

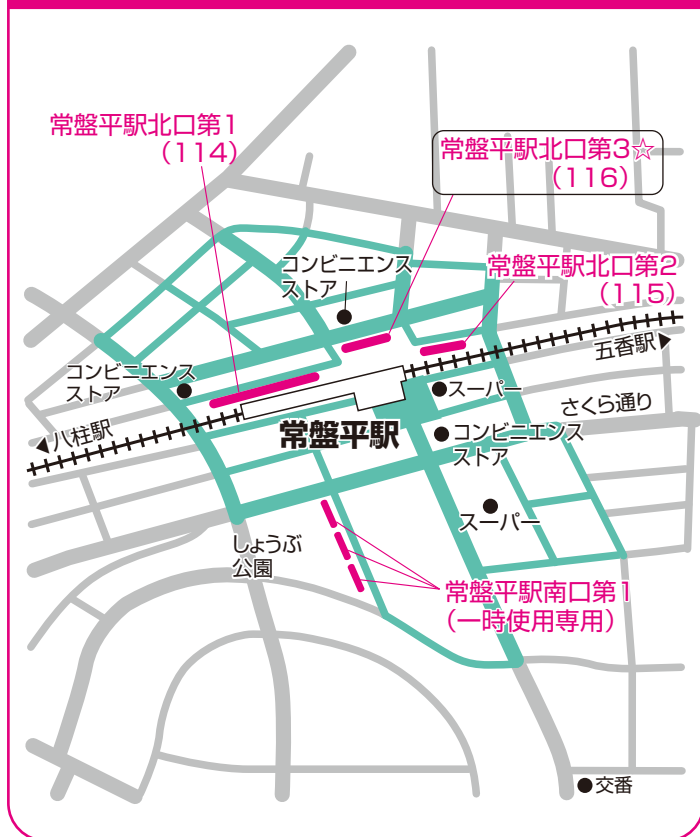
北小金駅周辺 (JR常磐線)



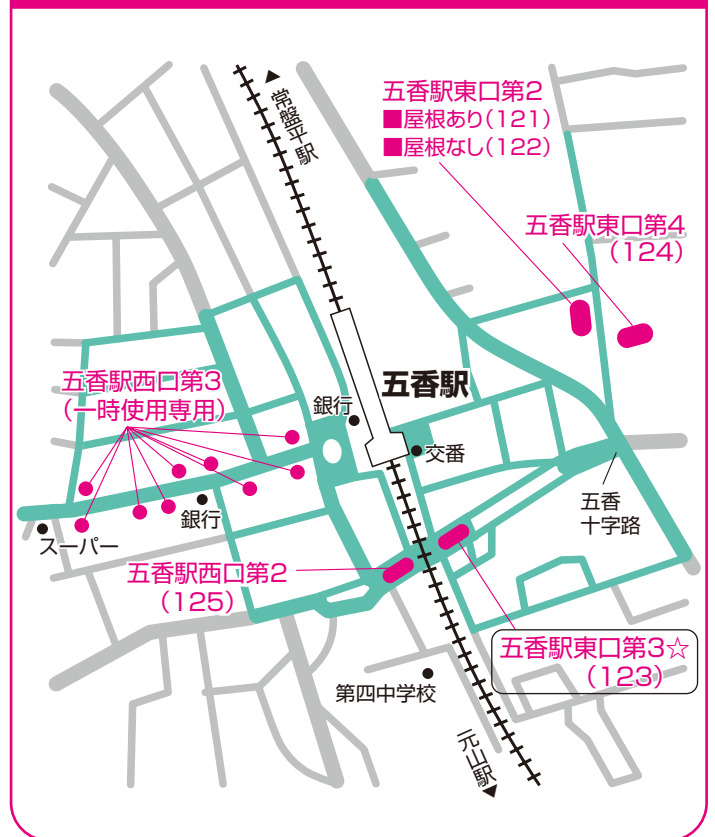
六実駅周辺 (東武野田線)



常盤平駅周辺 (新京成線)



五香駅周辺 (新京成線)



申請に関する注意事項

1.申請前

- 自転車の防犯登録を受けていない、または有効期限が切れている場合は、自転車防犯登録取扱店(自転車販売店など)で防犯登録を受けた後、申請してください。「取得見込」等の記載は無効となります。バイクも同様にナンバープレートの交付等を受けた後、申請してください。
- 同一の防犯登録番号またはナンバーを使用した複数人での申請(親族、友人等)は無効となります。1台につき利用者を1名様に特定して申請してください。
- 三輪自転車・チャイルドシート付き大型自転車等、タイヤが太いまたは細いことなどにより市営駐輪場の駐輪ラックの規格(型式)に適合しない場合は、利用が制限されることがあります。ご希望の駐輪場を現地でお確かめください。
- 駐車位置の希望は、原則として受け付けておりません。

2.申請時

(1)当初募集・随時募集共通

- 実際の利用者の代わりに代理で申請することは可能ですが、その際は必ず実際に利用される方の住所、氏名、年齢、使用区分で申請してください。(特に高校生以下の申請で保護者の方がお子様の分の申請を行う際の申請誤りが多く見受けられます)
- 防犯登録番号・駐輪場コードの記入漏れ、使用区分の記入誤り、住所不完全の申請等が多く見受けられます。
- 申請書提出後の駐輪場コードおよび区分の変更はできません。
- 令和6年3月卒業見込みの高校3年生は、「一般」で申請してください。
- 大学生、専門学生・予備校生は、「一般」区分です。
- 原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)は、高校生以下であっても「一般」区分です。
- 使用車種について、該当の車種を○で囲み、自転車の防犯登録番号・原動機付自転車(50cc以下)または普通自動二輪車(50cc超125cc以下)のナンバーを記入してください。
- 申請書の記載内容などについて自転車駐輪場の管理委託業者(047-330-5007)または交通政策課(047-366-7439)より問い合わせをする場合があります。電話番号等は日中連絡が取れる連絡先や留守番電話番号を記入してください。問い合わせに対しての反応がなく、結果的に申請者に不利益が生じた場合でも市は一切責任を負いません。
- 無効となった人に対しては通知しません。

(2)当初募集

- 当初募集の申請では、ご希望の駐輪場を2つまで選択できます(この場合は同一駅内の申請は可能です)。
- 第2希望も同一の車種を使用する場合は、第2希望の車種、および防犯登録番号またはナンバーを記入する必要はありません。
- 第1・第2希望の選択の際は、待機者となった場合を考慮の上、申請してください。

(3)随時募集

- 同一人物による同一駅内での複数の申請は、随時募集期間(令和6年3月15日(金)以降)の場合は重複申請となり、前に申請した登録は取り消されます(後に申請した内容が有効となります)。希望された駐輪場を待機している状態で同一駅内の別の駐輪場を定期利用することはできません。
- 駐輪場の空き状況をご確認の上、希望する駐輪場コードを第1希望の欄に記入してください。第2希望に記載されていても、第1希望で受付処理を行います。
- 駐輪場の空き状況は、定期使用券売機を設置している指定駐輪場、市ホームページまたは交通政策課(047-366-7439)までお問い合わせください。

駐輪場の利用に関する注意事項

- 定期利用の許可期間は開始月から令和7年3月31日(月)です。※令和7年4月1日(火)からは別途申請が必要となります。
- 定期使用シールは、指定駐輪場(P.3 ☆駐輪場コード・募集台数表 参照)の定期使用券売機で定期使用シールを購入してください。
- 1カ月、3カ月、6カ月の期間を選んで購入することができます。まとめ買いによる割引はありません。
- 定期使用料を継続して納付しない(定期使用シールの更新を行わない)場合、利用許可が取り返されます。学校の夏休み期間など、駐輪場を利用しない月があっても使用料の納付が必要となります。
- 定期使用シールの更新は、シールの有効期限月の11日から翌月10日までです。(シールの有効期限が6月末の場合、6月11日から7月10日の期間、更新できます。)
- 定期使用シールを自転車・原動機付自転車(50cc以下)・普通自動二輪車(50cc超125cc以下)の見やすい箇所(原則車両後部)に貼り、許可を受けた駐輪場の指定された駐車位置に止めてください。
※駐車位置が許可を受けた場所と異なる場合、警告のうえ、移動することがあります。あらかじめご了承ください。
- 松戸市自転車駐車場条例および同施行規則に反する行為をした場合は、定期使用許可を取り消します。
- 駐輪場は自転車等の駐車場所を提供するもので、自転車等をお預かりするものではありません。従って駐輪場内における盗難、損傷、その他事故による損害について市は一切責任を負うことができません。盗難防止のため、複数の施錠(ツーロック)をするようお願いいたします。

指定駐輪場管理棟窓口で可能な手続き（Q & A）

Q 故障等で自転車やバイクを買い替えた場合は？

A 定期使用変更届（※）、定期使用カード、定期使用シール、新旧の自転車の防犯登録番号（またはバイクなどのナンバー）のメモを持参し、指定駐輪場管理棟にお越しください。

Q 定期使用カードまたは定期使用シールを紛失した場合は？

A 定期使用券等再交付申請書（※）、定期使用カードまたは定期使用シール（いずれか所持しているもの）を持参し、指定駐輪場管理棟にお越しください。

Q 駐輪場を使用しなくなったが、翌月分以降の定期利用シールを購入している場合は？

A 還付の申請が可能です。申請月の翌月以降が還付対象となります。日割りでの還付は行っていません。定期使用料還付申請書（※）、口座振替依頼書、口座名義人の印鑑（シャチハタ不可）、定期使用カード、定期使用シールをお持ちいただき、指定駐輪場管理棟にお越しください。

（※）必要書類は市ホームページ、指定駐輪場の管理棟で用意しています。

一時使用

一部の駐輪場では一時使用が可能です（P.3 ☆駐輪場コード・募集台数表 参照）。定期使用の待機中や買い物などの際にご利用ください。

一時使用取り扱い時間

有人管理 年末年始を除く有人管理時間内です。令和6年4月1日(月)以降、駐輪場毎に有人管理時間が異なります。詳細は現地掲示などをご確認ください。※回数券を購入した場合は、時間外でも利用できます。

無人管理（機械式） 毎日24時間 ※回数券は使用できません。料金は精算機でお支払いください。



市ホームページ

一時使用の使用料

管 理	区 分	料 金	回数券	支払場所
有 人	自転車	1回100円※	100円券11枚つづり1,000円	管理棟 (前払い)
	原動機付自転車 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	1回150円※	150円券11枚つづり1,500円	
無 人 (機械式)	自転車	駐輪後2時間無料、24時間ごとに100円	使用不可	現地精算機 (後払い)
	原動機付自転車 普通自動二輪車(50cc超125cc以下)	駐輪後2時間無料、24時間ごとに150円	使用不可	

●延長して駐輪する場合は、必ず駐輪場の管理棟にご連絡ください。連絡がない場合は保管所へ移送します。

●管理人が1台でも多く利用できるよう整理を行っていますが、満車の場合は、ご利用できませんので、お近くの民間駐輪場をご利用ください。

●回数券を購入した場合でも、優先的に駐輪できるものではありませんので、ご了承ください。また、回数券の払い戻しはできません。

※当日の管理時間内に駐輪し、翌日も続けて駐輪する場合は、午前9時を基準として、さらに1日分の料金が必要となります。

禁止行為（守れない場合、ご利用をお断りする事があります）

- 1.他の自転車の駐輪を妨げること。
- 2.駐輪場の施設その他の物件または駐輪中の自転車を汚損し、または破損するおそれのある行為をすること。
- 3.発火、引火、もしくは爆発のおそれのある物品または悪臭を発する物品を持ち込むこと。
- 4.みだりに騒音を発すること。
- 5.物品の販売等の営業行為をすること。
- 6.駐輪場内での乗車走行、危険な行為をすること。
- 7.その他、駐輪場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

補助金制度について

松戸市では放置自転車を防止するため、駅周辺の駐輪場用地の確保を推進しており、駐輪場が不足している駅周辺に民営の自転車駐輪場を設置する方に対して、その際の整備費の一部を補助しています（最大1,000万円）。詳細は交通政策課までお問い合わせください。

お問い合わせ先 / 松戸市 街づくり部 交通政策課

松戸市役所竹ヶ花別館（松戸市竹ヶ花136の2 クミアイ第2ビル2階）TEL047-366-7439

松戸市ホームページ <https://www.city.matsudo.chiba.jp>



市ホームページ